

公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター信用保証料補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター生活資金融資要綱により、生活資金（以下「資金」という。）を借り受けた者に対し、信用保証料を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「信用保証料」とは、一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「労信協」という。）の保証料をいう。

(補助対象)

第3条 信用保証料の補助対象者は、資金を借り受けて、かつ労信協に信用保証料を支払った者をいう。

(補助額)

第4条 補助額は、資金を借り受けた者が支払った償還期間 36 箇月までの信用保証料のうち、16,100 円を限度に補助する。

(補助申請)

第5条 信用保証料の補助を受けようとする者は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター信用保証料補助金交付申請書に信用保証料支払い領収書（写し）を添えて理事長に申請しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 理事長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助するときは公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター信用保証料補助金交付決定通知書により、補助しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 理事長は、偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けた者があるときは、直ちにその者から補助金を返還させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記の日から施行する。
- 2 公益財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンターの設立の登記前に発生した財団法人厚木市勤労者福祉サービスセンター信用保証料補助要綱による補助事由については、この要綱による補助事由とみなす。